

## A. 医師の意見書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、保育園児がよくかかる下記の感染症につきまして意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

### 医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい時期 ※	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日間を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱) ※アデノウイルス	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、眼やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(0157、026、011 等)	—	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染のおそれがないと認められていること

※感染しやすい時期を明確にできない感染症については(—)としている

## 意見書

園児 \_\_\_\_\_ 組 氏名 \_\_\_\_\_

診断名「 \_\_\_\_\_ 」

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったため \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能と認めます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ ㊞